

介護保険料

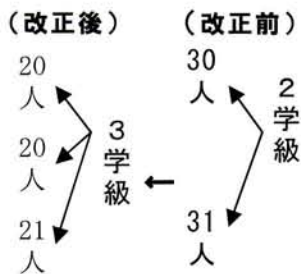
基準額を値上げ

所得段階	対象者		保険料 (月額)
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者		3,250円
第2段階	市民税非課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円以下	3,250円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円超え	4,875円
第4段階	市民税非課税世帯かつ本人非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円以下	5,915円
		課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円超え	6,500円
第5段階	市民税本人課税	合計所得金額125万円未満	7,540円
第6段階		合計所得金額125万円以上190万円未満	8,125円
第7段階		合計所得金額190万円以上400万円未満	9,750円
第8段階		合計所得金額400万円以上	13,000円

介護保険条例の一部を改正

第5期介護保険事業計画の3年間（平成24年度～26年度）の介護保険料の基準額が月額1,000円アップの6,500円となります。各所得段階の介護保険料は、左記のとおりです。

1学年61人の場合（例）



個々の学力に応じたきめ細やかな生活指導や学習指導ができる教育環境の整備を行うため、小中学校の全学年1学級を30人以下とします。

少年人数指導の更なる強化をはかる
教育基本条例の一部を改正

3月補正予算

一般会計 4億8,400万5千円減額

総額 253億8,035万3千円

国民健康保険特別会計 補正なし

総額 60億5,657万2千円

後期高齢者医療特別会計 補正なし

総額 6億204万7千円

介護保険特別会計 9,280万8千円減額

総額 55億7,366万円

住宅新築資金会計 5,097万3千円増額

総額 8,922万円

水道事業会計 1,140万円減額

総額 11億6,678万5千円

総額/5億3,724万円減額の388億6,863万7千円

一般会計補正の主なもの
(歳入)

農業体質強化基盤整備促進事業費補助金 2,062万5千円増

学校施設環境改善交付金 1,875万8千円増

地域振興基金償還益金 6,140万4千円増

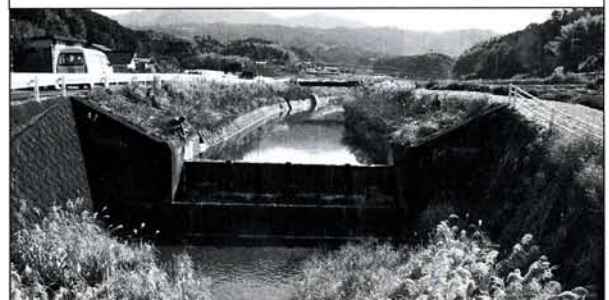
県市町村振興協会市町村交付金 1億円増

(歳出)

地域振興基金償還益金積立金

6,140万4千円増

かんがい施設施設改修工事 3,750万円増



かんがい施設改修工事（嘉穂芥田地区）